第２　権利の変更

別表８－３「約定劣後更生債権弁済計画表」記載の約定劣後更生債権は、後記第５節記載の超過弁済の場合にのみ弁済を受けることができるものとする。

約定劣後更生債権は、最終追加弁済日（これを行わない場合には、管財人が確定一般更生債権等を有する更生債権者に対してその旨を通知した日）に、その全額（前記第２章第２節第１、５の超過弁済等があった場合には当該弁済後の残額）について免除を受ける。

第５節　超過弁済等

更生会社らが、基本弁済、中間的追加弁済及び最終追加弁済を行った結果、確定一般更生債権のうち元本等更生債権の全額が弁済された場合において、なお弁済原資とすることのできる資産が存するときは、管財人は、最終追加弁済と同時に、かかる資産を原資として、以下の順序に従い、弁済等を行うことができる。

（１）　当該更生会社の確定更生担保権のうち開始後利息損害金の全額（弁済原資がその全額に満たない場合には、開始後利息損害金の金額による按分とする。）

（２）当該更生会社の確定一般更生債権等のうち開始後利息損害金の全額（弁済原資がその全額に満たない場合には、開始後利息損害金の金額による按分とする。）

（３）当該更生会社の約定劣後更生債権の全額（弁済原資がその全額に満たない場合には、確定した約定劣後更生債権の金額による按分とする。）

（４）当該更生会社の株主に対する残余財産の分配

第６節　弁済及び納付に関するその他の事項

第１　弁済及び納付の場所等

本更生計画による弁済は、管財人事務所（かなやま法律事務所）の所在地（東京都港区西新橋一丁目２１番８号弁護士ビル７０７号室）において行う。ただし、債権者が預金口座を指定してその口座への振込を求めた場合には、更生会社らの振込手数料負担において、債権者の指定する口座に円貨を振り込む方法で行う。

公租公課の納付は、徴収権者の指定する方法及び場所において行う。

第２　取下げ又は放棄がなされた債権の取扱い

更生計画認可決定までの間に更生担保権又は更生債権の一部の取下げ又は放棄がなされたときは、取下げ又は放棄がなされた後の債権額を基準として、更生債権等に関する権利の変更及び弁済方法の定めを適用する。

第３　債権譲渡等の取扱い

１　全部譲渡等

本更生計画案提出日以降に更生債権等の譲渡又は移転がなされたときは、譲渡又は移転前の債権額をして、更生債権等に関する権利の変更並びに弁済及び納付方法の定めを適用する。

２　一部譲渡等

本更生計画案提出日以降に更生債権等の一部の譲渡又は移転がなされたときは、譲渡又は移転前の債権額を基準として、更生債権等に関する権利の変更並びに弁済及び納付方法の定めを適用した上で、譲渡人及び譲受人に対する弁済額の計算にあたっては、譲渡後又は移転後の債権額に応じて弁済額及び免除額を按分する。かかる按分計算にあたって１円未満の端数が生じた場合、後記第４の定めに関わらず、四捨五入する。

第４　端数の処理

本章の定めによる更生担保権者及び更生債権者への弁済額の算出にあたっては、１円未満の端数は切り上げる。

第５　弁済充当等

弁済する更生担保権又は更生債権の中に利息、損害金を含む場合の充当の順序は、別に定めのない限り、元本、利息、損害金の順とし、同じ性質の債権については各債権の額に応じた按分で弁済を充当する。

第６　内部債権の処理

１　ＣＣ社がＣＰ社に対して有する確定一般更生債権は、ＣＰ社がＣＣ社に対して有する確定一般更生債権の金額を控除した後の残額を、弁済計算の基準となる確定一般更生債権額とし、ＣＰ社がＣＣ社に対して有する確定一般更生債権は、弁済計算の基準となる確定一般更生債権額を０円として、第３節の定めを適用する（ただし、第３節第２、２（２）に定める最終追加弁済を除く。）。

２　ＣＣ社がＣＦ社に対して有する確定一般更生債権は、ＣＦ社がＣＣ社に対して有する確定一般更生債権の金額を控除した後の残額をもって確定一般更生債権額とみなし、ＣＦ社がＣＣ社に対して有する確定一般更生債権の金額は０円として、第３節の定めを適用する（ただし、第３節第２、２（２）に定める最終追加弁済を除く。）。

３　ＣＰ社がＣＦ社に対して有する確定一般更生債権は、ＣＦ社がＣＰ社に対して有する確定一般更生債権の金額を控除した後の残額をもって確定一般更生債権額とみなし、ＣＦ社がＣＰ社に対して有する確定一般更生債権の金額は０円とみなして、第３節の定めを適用する（ただし、第３節第２、２（２）に定める最終追加弁済を除く。）。

４　更生会社らは、更生会社らが他の更生会社らに対して有する確定一般更生債権に対しては、最終追加弁済を行わない。

５　更生会社らは、更生会社らの間において本更生計画に基づく弁済によって求償権が生じた場合、当該求償権を行使しない。

第７　重複債権の処理

１　重複債権の定義

更生会社らの更生担保権者又は一般更生債権者が、更生会社らのうち複数の会社に対して確定更生担保権又は確定一般更生債権を有する場合において、これらの複数の債権が主たる債権とこれに対する保証債務履行請求権等（物上保証の履行請求権を含む。）の関係、すなわち「同一の給付を目的とし、一つの債権に対する弁済が他の債権を消滅させる関係」にある場合、これらの複数の債権を「重複債権」という。

ただし、これらの複数の債権が互いに金額を異にするときには、重なり合う範囲で「重複債権」という。

２　基本弁済における重複債権の取扱い

更生会社らは、重複債権に対しても、他の確定更生担保権又は確定一般更生債権と同様に弁済を行う。ただし、当該弁済の結果、重複債権に対して債権額を超える弁済が行われることになる場合、以下の順序で重複債権の債権額に満つるまで弁済を行い、債権額を超える弁済は行わない。

①　主債務者の立場にある更生会社に対する確定更生担保権

②　物上保証人又は保証人の立場にある更生会社に対する確定更生担保権

③　主債務者の立場にある更生会社に対する確定一般更生債権

④　保証人の立場にある更生会社に対する確定一般更生債権

３　中間的追加弁済及び最終追加弁済における重複債権の取扱い

（１）各更生会社において中間的追加弁済又は最終追加弁済を行う場合、重複債権に対しては、重複債権の債権額を上限として、順次、他の確定一般更生債権と同様に弁済を行う。

（２）前記（１）にかかわらず、複数の各更生会社が同時に中間的追加弁済又は最終追加弁済を行う場合には、前記２の基本弁済における取扱いと同様に処理する。

第８　更生会社ら以外の第三者を主債務者とする保証債務履行請求権の処理

１　確定更生担保権のうち、保証債務履行請求権で、主債務者が更生会社ら以外の第三者であるものについては、「確定更生担保権額」から「確定更生担保権者が認可決定確定日までに主債務者から回収した金額（確定更生担保権に充当されたものに限る。）」を控除した残額を、弁済計算の基準となる確定更生担保権額とし、前記第１節の定めを適用する。